

議案第 8 1 号

長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

長与町勤労青少年ホーム条例(昭和56年条例第22号)の一部を次のように改正する。
第10条第1項を次のように改める。

ホーム施設を使用する者は、別表(1)による勤労青少年ホーム使用料を納めなければならない。

第10条第2項中「(公共的目的に使用する場合を除く。)」を削る。

別表(1)を次のように改める。

(1) 勤労青少年ホーム使用料

(単位：円)

種別	9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
	町民	町民以外	町民	町民以外
講習集会室	100	210	160	320
料理講習室	100	210	160	320
娯楽談話室	100	210	160	320
音楽室	100	210	160	320
軽スポーツ室	100	210	160	320
会議室	100	210	160	320

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与町勤労青少年ホーム条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。